

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六
の二
十四

令四
・
四
・
一
以
後
終
了
連
結
事
業
年
度
分

		連 事 年	結 業 度	.	.	法 人 名	()	円
	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は 0)	1						
各	調整前連結税額の個別帰属額 $(21) \times \frac{(1)}{(19)}$	2						
連	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十四)付表「11」の合計)	3						
結	同上のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	4						
法	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	5						
人	(3)のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	6						
に	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	7						
お	(6)のうち別表六の二(十四)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	8						
け	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	9						
法	税額控除限度額の計算 (((4)-(5))+((8)-(9))) $\times \frac{12}{100}$ +((5)+(9)) $\times \frac{6}{100}$	10						
人	(((6)-(7))-((8)-(9))) $\times \frac{10}{100}$ +((7)-(9)) $\times \frac{5}{100}$	11						
税	税額控除限度額 (10)+(11)	12						
額	調整前連結税額基準額 $(22) \times \frac{(1)}{(20)}$	13						
基	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14						
準	法人税額基準額 ((13)と(14)のうち少ない金額)	15						
額	当期税額控除可能額 ((12)と(15)のうち少ない金額)	16						
算	調整前連結税額超過構成額 $(24) \times \frac{(16)}{(23)}$	17						
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16)-(17)	18						
	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)						19	
	特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)						20	
	調整前連結税額 (別表一の二「2」)						21	
	総調整前連結税額基準額 $(21) \times \frac{20}{100}$						22	
	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)						23	
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑩」)						24	
	法人税額の特別控除額の合計額 (23)-(24)						25	